

# 大雨により被害を受けられた方へのお知らせ

令和6年7月25日の大雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
災害により住宅や家財などに被害を受けられた方には、確定申告や市・県民税申告の際に雑損控除等の申告をすることにより所得税や市・県民税が軽減される場合があります。

## ※雑損控除とは……

災害や盗難により、住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産が損害を受けたとき、所定の要件及び計算式により算出される控除です。

## ◆自己判定チェック表で確認してみましょう◆

損失額よりも受け取った保険金が多い場合は、控除等を適用することができません。

雑損控除額は、次の計算式に当てはめて（イ）と（ロ）の金額を算出し、いずれか多い方の金額となります。

なお、計算の結果0円またはマイナスの場合は該当しません

- 損失額※1－総所得金額等の10%＝（イ）
- 損失額のうち災害関連支出の金額※2－5万円＝（ロ）

※1 損失額は、資産に生じた損害金額（損害を受けた資産の原状回復費用（修繕費）を含む）から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額を言います。

※2 災害関連支出とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用（資産が受けた損害部分を除きます。）など災害に関連して支出したやむを得ない費用を言います。

上記の計算式により（イ）か（ロ）に金額がありますか。（不明な方は「はい」へ）

はい

給与などの支払いを受ける際、所得税等を源泉徴収されていますか。  
※ 源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄をご確認ください。  
※ 給与等の支払いを受けていない方

はい

いいえ

確定申告が必要な方ですか。

はい

いいえ

確定申告をすることにより、所得税等が還付または軽減される場合があります。

原則として、確定申告の必要はありませんが、雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合は、確定申告をすることにより翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除できます。また市・県民税が課税されている方は、市・県民税の申告をすることで雑損控除の適用を受けられる場合があります。

雑損控除の適用はありません。

いいえ

※確認の結果、該当される方は書類を準備し申告することにより、雑損控除を受けることができます。

## 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両等の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算しても差し支えありません。

### 1 住宅に対する損失額に計算

- (1) 住宅の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額}^{\ast 1} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費}^{\ast 3}) \times \text{被害割合}^{\ast 4}$$

$$\ast 3 \quad \text{減価償却費} = \text{住宅取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率}^{\ast 5} \times \text{経過年数}^{\ast 6}$$

$\ast 4$  被害割合については、別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします。

$\ast 5$  償却率については、別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

$\ast 6$  経過年数については、1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。

- (2) 住宅の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額}^{\ast 1}$$

$$= [ (1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}^{\ast 3} ] \times \text{被害割合}^{\ast 4}$$

(注) 1 m<sup>2</sup>当たりの工事費用は、別表3「構造別の工事費用表」をご覧ください。

### 2 家財に対する損失額に計算 (生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

- (1) 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額}^{\ast 1} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}^{\ast 3}) \times \text{被害割合}^{\ast 4}$$

- (2) 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額}^{\ast 1} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}^{\ast 4}$$

(注) 家族構成別家庭用財産評価額は、表4「家族構成別家庭用財産評価額」をご覧ください。

### 3 車両に対する損失額に計算

$$\text{損失額}^{\ast 1} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}^{\ast 3}) \times \text{被害割合}^{\ast 4}$$

(注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要かどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

## 別表1 非業務用資産の償却率

### 1 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

## 2 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	6年	0.166

## 3 家電

種別	耐用年数	償却率
テレビ	7年	0.142
冷蔵庫	9年	0.111
パソコン	6年	0.166

別表2 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部損壊		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。</li> <li>・なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。</li> <li>・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合には「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。</li> <li>・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。</li> </ul>
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1.0m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1.0m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
二階建以上		35 (20)	40 (25)		
床下		15 (0)	—		

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表3 構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円） 【令和6年分用】

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	207	318	304	294
山形県	224	318	304	294

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注） 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

### 申告時に必要な書類等

No.	必要書類	具体例等
1	り災証明書（写しでも可）	発行を受けている場合
2	【不動産に被害を受けた場合】 被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積のわかるもの	工事請負契約書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税明細書など
3	【家財に被害を受けた場合】 被害を受けた家財等の取得時期、取得価格がわかるもの	売買契約書、領収書など
4	【修繕費、取り壊し費用、除去費用等を支払った場合】 被害を受けた資産に対する修繕費、取り壊し費用、除去費用などがわかるもの	領収書、請求書、見積書など
5	【被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合（見込まれるものを含む）】 保険金や補助金などの受取金額がわかるもの	支払通知書、通帳の写しなど
6	令和6年分の所得金額や所得控除のわかるもの	申告予定の確定申告書（市・県民税申告書）の写し、源泉徴収票など

## ～災害等により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方～

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。）

また、損益計算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取扱います。

- ・青色申告の場合：純損失の金額をその年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。
- ・白色申告の場合：純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

### ・災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例について

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害のやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）。

#### 【参考】雑損控除の具体的な計算例

- 建物（居住用住宅）、平成5年5月 2千万円で取得 木造 共有者なし
- 被災状況：土砂流入、床板汚損（2階建て建物：床上浸水（50cm未満）、長時間浸水なし）
- 冷蔵庫が浸水して壊れた（10年経過し被災直前の時価0円※1）
- 支出額：床板の貼り替え費用（原状回復費用） 50万円  
冷蔵庫買い替え費用 16万円  
土嚢の設置及び土砂撤去費用（災害関連支出） 40万円
- 市からの見舞金の受領額：2万円
- 所得金額：500万円

#### ～雑損控除額の計算～

①損失額 1,345,700円＝家屋の損害945,700円＋土嚢の設置及び土砂撤去費用400,000円  
損失額 1,345,700円－総所得金額等5,000,000円の10% = 845,700

※1 上記の冷蔵庫の買い替え費用は修繕費用に当たらないため損失額（災害関連支出）には含まれません。

※2 上記の見舞金は、保険金等補填される金額に含まれてないので損失額から差し引きません。

家屋の損失額945,700円

＝（住宅の取得価額2,000万円－減価償却費）×被害割合35%

減価償却費 17,298,000円

＝住宅取得価額2,000万円×0.9×償却率0.031×経過年数31年

②災害関連支出＝400,000円

損失額のうち災害関連支出の金額400,000円－50,000円 = 350,000円

※3 上記の床板の張り替え費用については、損失額を下回っていることから災害関連支出はありません。

雑損控除は、845,700円（① > ②）となります。

ご不明な点がございましたら、鶴岡税務署又は鶴岡市役所課税課へお問い合わせください。

鶴岡税務署（電話相談センター） 0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）  
鶴岡市役所課税課 0235-35-1163・1169・1172